

厚生労働省発表
平成19年11月20日

職業安定局高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課
課長 吉永和生
主任障害者雇用専門官 白兼俊貴
障害者雇用専門官 澤口浩司
電話 5253-1111(内)5789, 5857
3502-6775(直通)

民間企業の障害者の実雇用率は、1.55%

(平成19年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について報告を求めている。

厚生労働省では、今般、平成19年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめた。

民間企業（56人以上規模の企業）においては、

- 雇用されている障害者の数が、前年に比べて6.7%（約1万9千人）増加し、約30万3千人となったこと
- 実雇用率が、前年に比べて0.03%ポイント上昇し、1.55%となったこと
- 法定雇用率達成企業の割合が、前年に比べて0.4%ポイント上昇し、43.8%となったこと

等、障害者雇用の着実な進展が見られる。

しかしながら、昨年と同様、

- 中小企業の実雇用率は引き続き低い水準にあり、特に100～299人規模の企業においては、実雇用率（1.30%）が企業規模別で最も低くなっている
 - 1,000人以上規模の企業においては、実雇用率は高い水準（1.74%）にあるものの、法定雇用率達成企業の割合（40.1%）が企業規模別で最も低くなっている
- といった状況となっている。

このため、厚生労働省としては、

- 民間企業については、新しい指導基準（11 ページ参照）に基づき、雇用率達成指導を強化する、
 - 公的機関は民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関については、労働局長等から機関のトップに対して呼び出し等による指導を強力に行う、
- こととしている。

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

民間企業（56人以上規模の企業；法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は302,716.0人で、前年より6.7%（約1万9千人）増加した。

このうち、身体障害者は251,165人、知的障害者は47,818人、精神障害者は3,733.0人であった。

実雇用率は1.55%（前年は1.52%）、法定雇用率達成企業の割合は43.8%（前年は43.4%）であった。

〔総括表1、グラフ(1)、詳細表1(1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、すべての企業規模で前年より増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.55%）と比較すると、

* 1,000人以上規模企業(1.74%)、500～999人規模企業(1.57%)については上回ったが、300～499人規模企業(1.49%)、56～99人規模企業(1.43%)、100～299人規模企業(1.30%)については下回った。

法定雇用率達成企業の割合は、56～99人規模企業(44.8%)以外の規模の企業で前年より上昇した。

〔グラフ(2)・(3)、詳細表1(2)〕

○ 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数及び実雇用率は、鉱業以外のすべての業種で増加又は上昇した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.55%）と比較すると、

* 農林漁業(1.77%)、製造業(1.73%)、電気・ガス・熱供給・水道業(1.86%)、運輸業(1.71%)、医療・福祉(1.90%)は上回ったが、それ以外の業種では下回った。

〔グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、60.6%と過半数を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、法定雇用率未達成企業の63.4%となっている。

〔詳細表1(5)〕

○ 特例子会社の状況

平成19年6月1日現在で特例子会社の認定を受けている企業は、219社となっており、これらの特例子会社に雇用されている障害者の数は、10,509.5人であった。

このうち、身体障害者は6,639人、知的障害者は3,721人、精神障害者は149.5人であった。

〔詳細表1(7)〕

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関

国の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は6,542.0人であり、実雇用率は2.17%と前年と同じであった（国の機関は全て達成）。

〔総括表 2 (1)、詳細表 2 (1)、4 (1)〕

(2) 都道府県の機関

都道府県の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は8,094.0人であり、実雇用率は2.42%と前年に比べ0.05ポイント上昇している（知事部局は全て達成、知事部局以外は116機関中104機関が達成）。

〔総括表 2 (2)、詳細表 2 (2)、4 (2)・(3)〕

(3) 市町村の機関

市町村の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は22,112.0人であり、実雇用率は2.28%と前年に比べ0.05ポイント上昇している（市町村の機関は2,585機関中2,097機関が達成）。

〔総括表 2 (3)、詳細表 2 (3)〕

(4) 都道府県等の教育委員会

2.0%の法定雇用率が適用される都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は10,067.0人であり、実雇用率は1.55%と前年に比べ0.09ポイント上昇している（都道府県教育委員会は47機関中2機関が達成、市町村教育委員会は106機関中85機関が達成）。

〔総括表 2 (4)、詳細表 2 (4)、4 (4)〕

3 特殊法人における雇用状況

特殊法人（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は8,930.5人であり、実雇用率は1.97%と前年に比べ0.41ポイント上昇している（特殊法人は247法人中150法人が達成）。

〔総括表 3、詳細表 3、4 (5)〕

平成19年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	19,504,649 人	302,716.0 人	1.55 %	31,230 / 71,224	43.8 %
	(18,652,344 人)	(283,750.5 人)	(1.52 %)	(29,120 / 67,168)	(43.4 %)

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	301,926 人	6,542.0 人	2.17 %	39 / 39	100.0 %
	(303,632 人)	(6,585 人)	(2.17 %)	(38 / 39)	(97.4 %)
行政機関	274,818 人	5,925.0 人	2.16 %	30 / 30	100.0 %
	(276,619 人)	(5,977 人)	(2.16 %)	(29 / 30)	(96.7 %)
立法機関	3,302 人	72.0 人	2.18 %	5 / 5	100.0 %
	(3,337 人)	(74 人)	(2.22 %)	(5 / 5)	(100.0 %)
司法機関	23,806 人	545.0 人	2.29 %	4 / 4	100.0 %
	(23,676 人)	(534 人)	(2.26 %)	(4 / 4)	(100.0 %)

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	334,373 人	8,094.0 人	2.42 %	151 / 163	92.6 %
	(345,142 人)	(8,176 人)	(2.37 %)	(148 / 163)	(90.8 %)
都道府県知事部局	275,651 人	6,710.0 人	2.43 %	47 / 47	100.0 %
	(286,083 人)	(6,809 人)	(2.38 %)	(46 / 47)	(97.9 %)
その他の都道府県機関	58,722 人	1,384.0 人	2.36 %	104 / 116	89.7 %
	(59,059 人)	(1,367 人)	(2.31 %)	(102 / 116)	(87.9 %)

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	968,172 人	22,112.0 人	2.28 %	2,097 / 2,585	81.1 %
	(985,625 人)	(21,953.0 人)	(2.23 %)	(2,037 / 2,624)	(77.6 %)

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	649,369 人	10,067.0 人	1.55 %	87 / 153	56.9 %
	(658,741 人)	(9,648.0 人)	(1.46 %)	(77 / 152)	(50.7 %)
都道府県教育委員会	556,492 人	8,388.0 人	1.51 %	2 / 47	4.3 %
	(566,655 人)	(7,995.0 人)	(1.41 %)	(2 / 47)	(4.3 %)
市町村教育委員会	92,877 人	1,679.0 人	1.81 %	85 / 106	80.2 %
	(92,086 人)	(1,653.0 人)	(1.80 %)	(75 / 105)	(71.4 %)

3 特殊法人における雇用状況(法定雇用率2.1%)

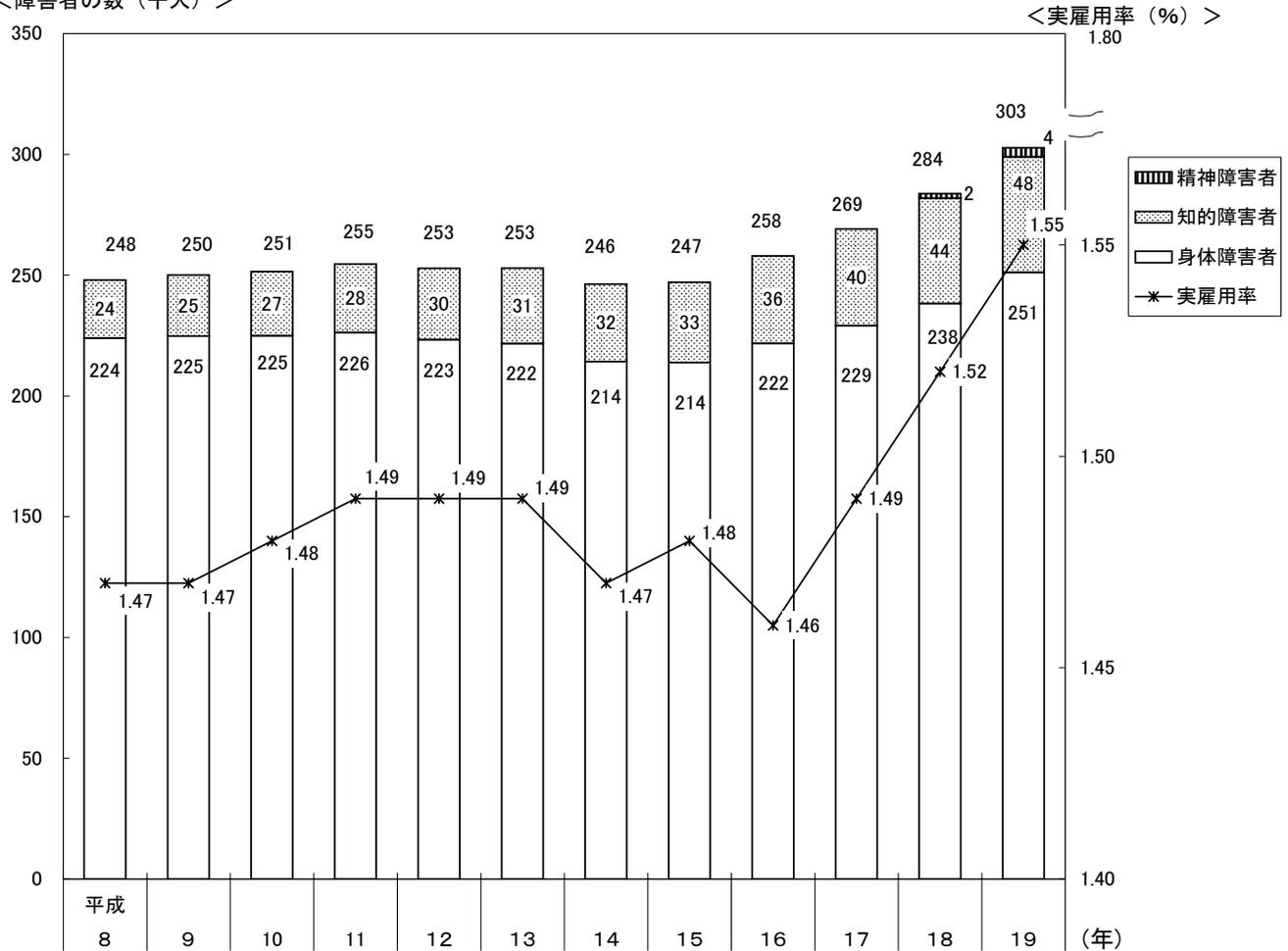
	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
特殊法人	454,409 人	8,930.5 人	1.97 %	150 / 247	60.7 %
	(451,534 人)	(7,053.5 人)	(1.56 %)	(134 / 246)	(54.5 %)
独立行政法人等	437,748 人	8,645.5 人	1.97 %	115 / 194	59.3 %
	(436,064 人)	(6,780.5 人)	(1.55 %)	(102 / 198)	(51.5 %)
地方独立行政法人等	16,661 人	285.0 人	1.71 %	35 / 53	66.0 %
	(15,470 人)	(273.0 人)	(1.76 %)	(32 / 48)	(66.7 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成18年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第7号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第8号から第9号までの法人を指す。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

<障害者の数(千人)>



<法定雇用率>

平成10年7月



注1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで

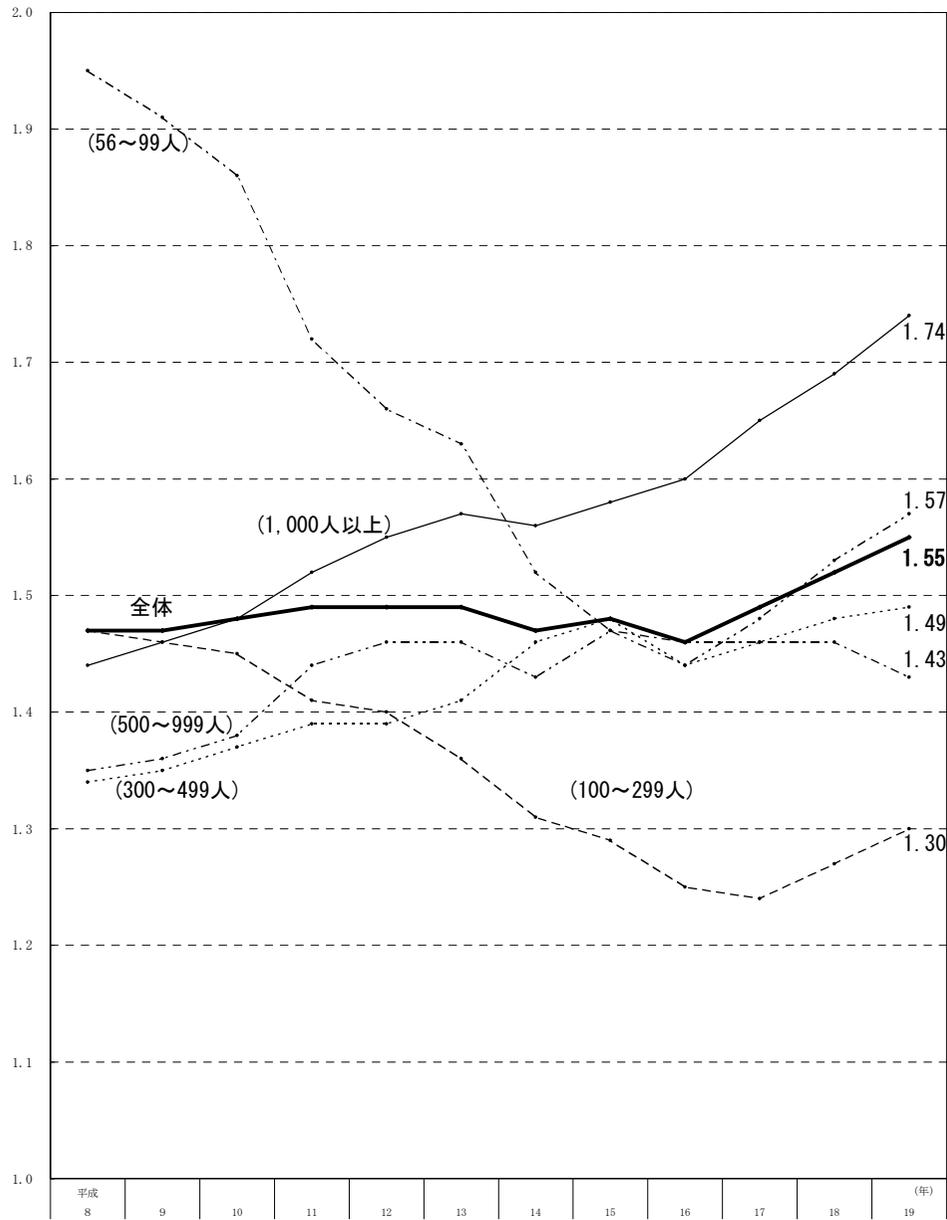
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降

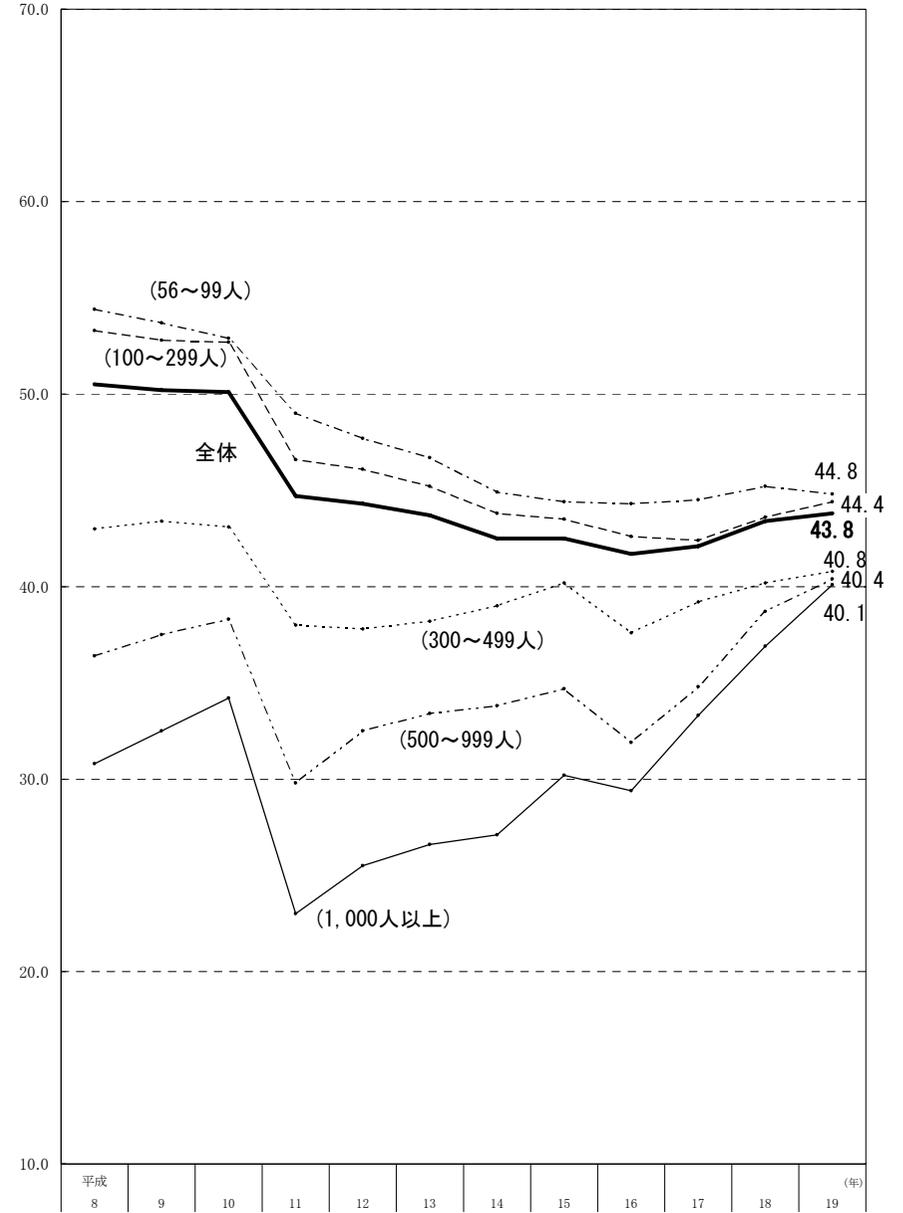
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者
- （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

3：障害別に四捨五入をしている関係から、障害別内訳と合計値は必ずしも一致しない。

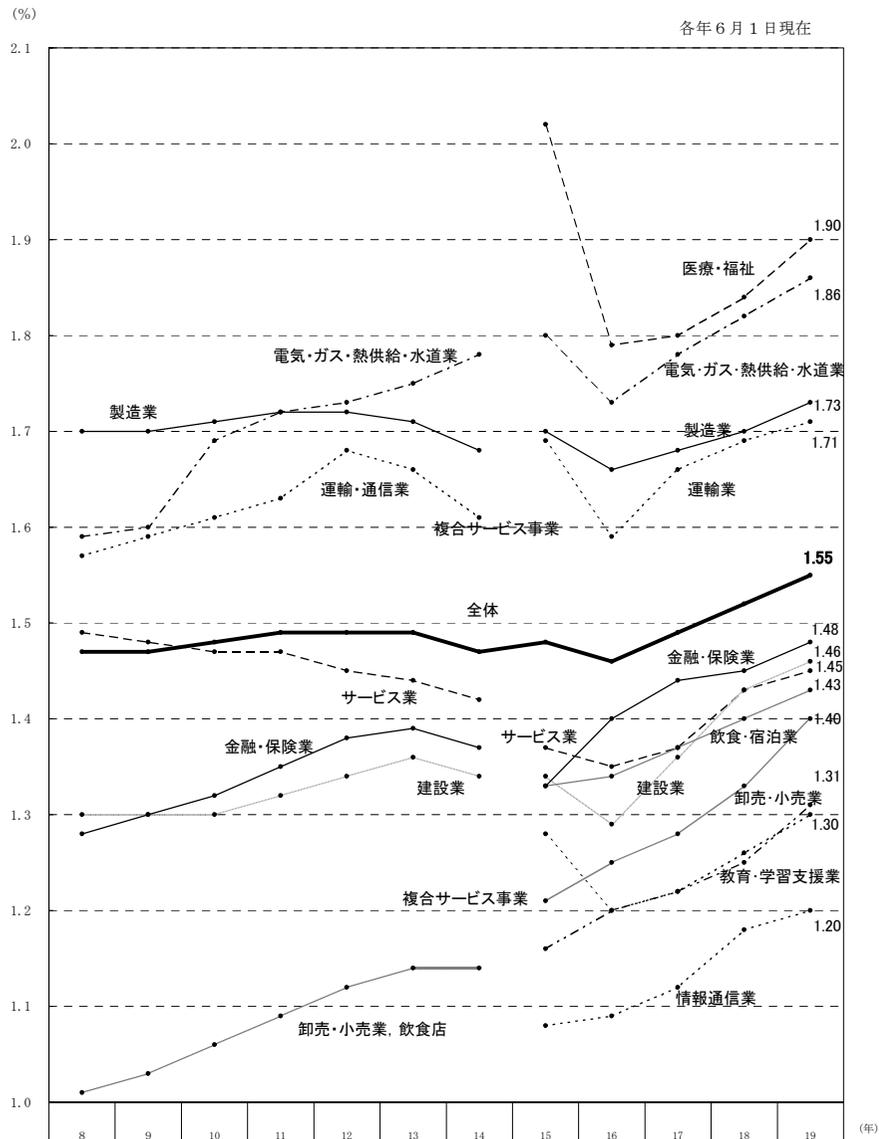
(%) (2) 企業規模別実雇用率 各年6月1日現在



(%) (3) 企業規模別達成企業割合 各年6月1日現在

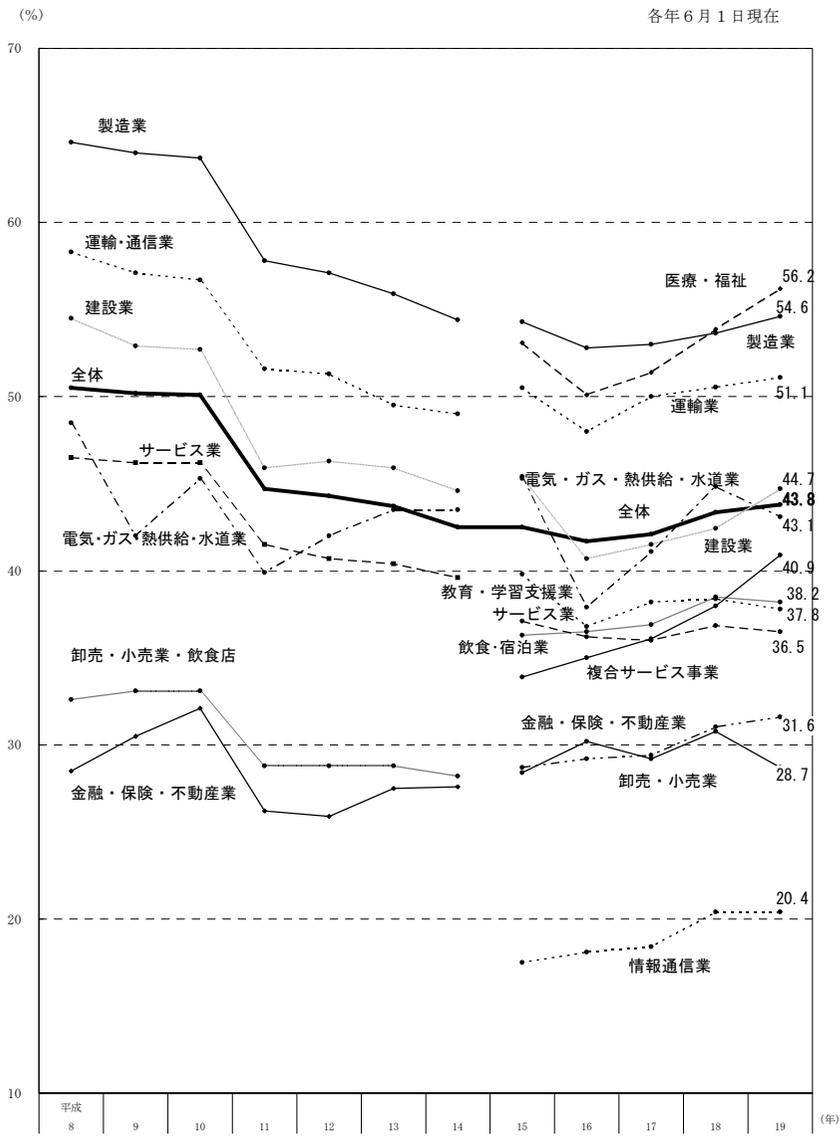


(4) 産業別実雇用率



注1 グラフ作成上、労働者数が10万人に満たない農、林、漁業及び鉱業は除いている。
 注2 平成15年より産業分類が変更になっている。

(5) 産業別達成企業割合



注 (4)の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	………	一般の民間企業 …………… 1. 8 % (56人以上規模の企業)
		特殊法人 …………… 2. 1 % (労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人)
○ 国、地方公共団体	………	2. 1 % (48人以上規模の機関)
○ 都道府県等の教育委員会	………	2. 0 % (50人以上規模の機関)

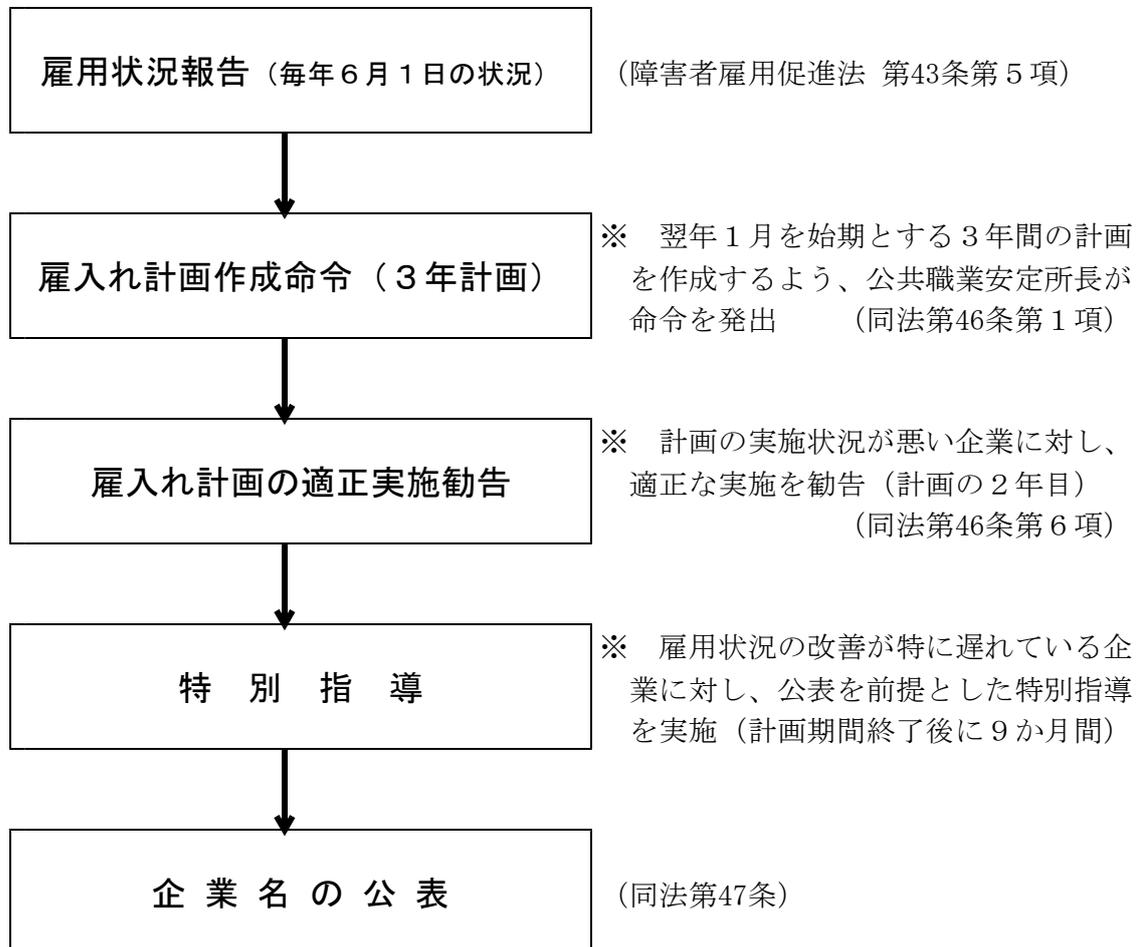
(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 平成18年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 951社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 124社
 - * 「特別指導」の実施 25社
- 雇入れ計画を実施中の企業 1,840社 (18年度末現在)
- 企業名の公表
 - 平成4年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、18年度 2社、19年度 2社

◎ 障害者雇用率達成指導の強化（ポイント）

○ 「雇入れ計画作成命令」の対象範囲を拡大

① 指導対象とする実雇用率の水準の見直し

- ・ 1.2%未満 かつ 不足数5人以上
⇒ 全国平均実雇用率未満 かつ 不足数5人以上

② 0人雇用の中小企業に対する指導の強化

- ・ 法定雇用数が3～4人(167～277人規模の企業)であって、0人雇用の企業

③ 不足数が多い大企業に対する指導の強化

- ・ 不足数10人以上の企業

(※) ①については平成19年度から、②及び③については平成18年度から実施

○ 目標を設定して、着実に取組を推進

平成20年の障害者雇用状況報告において、雇用率達成企業の割合が5割を超えることを目指す。

平成19年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1	民間企業における雇用状況（法定雇用率 1.8%）	
(1)	概況	14
(2)	企業規模別の雇用状況	15
(3)	産業別の雇用状況	16
(4)	民間企業における雇用状況の推移	20
(5)	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	21
(6)	都道府県別の実雇用率等の状況	22
(7)	特例子会社の状況	23
2	国、地方公共団体における在職状況	
(1)	国の機関（法定雇用率 2.1%）	24
(2)	都道府県の機関（法定雇用率 2.1%）	25
(3)	市町村の機関（法定雇用率 2.1%）	26
(4)	法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会 （法定雇用率2.0%）	27
3	特殊法人における雇用状況（法定雇用率 2.1%）	28
4	公的機関の各機関の状況	
(1)	国の機関の状況	29
(2)	都道府県知事部局の状況	30
(3)	その他の都道府県機関の状況	31
(4)	都道府県教育委員会の状況	33
(5)	独立行政法人等の状況	34

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
民間企業	企業 71,224 (67,168)	人 19,504,649 (18,652,344)	人 79,469 (74,993)	人 4,637 (4,047)	人 138,651 (129,446)	人 980 (543)	人 302,716.0 (283,750.5)	人 29,755.0 (26,113)	% 1.55 (1.52)	企業 31,230 (29,120)	% 43.8 (43.4)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
民間企業	人 302,716.0 (283,750.5)	人 70,180 (66,546)	人 3,339 (2,814)	人 107,466 (102,361)	人 251,165 (238,267)	人 22,212 (20,172)	人 9,289 (8,447)	人 1,298 (1,233)	人 27,942 (25,439)	人 47,818 (43,566)	人 6,218 (5,374)	人 3,243 (1,646)	人 980 (543)	人 3,733.0 (1,917.5)	人 1,325.0 (567.0)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成18年6月2日から平成19年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成18年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成18年6月2日から平成19年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成18年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者	D. 精神障害者である短時間労働者					
規模計	企業 71,224 (67,168)	人 19,504,649 (18,652,344)	人 79,469 (74,993)	人 4,637 (4,047)	人 138,651 (129,446)	人 980 (543)	人 302,716.0 (283,750.5)	人 29,755.0 (26,113)	% 1.55 (1.52)	企業 31,230 (29,120)	% 43.8 (43.4)
56～99	企業 26,746 (24,708)	人 1,967,939 (1,821,622)	人 6,484 (6,134)	人 604 (532)	人 14,576 (13,650)	人 157 (132)	人 28,226.5 (26,516)	人 2,489.5 (2,141)	% 1.43 (1.46)	企業 11,981 (11,175)	% 44.8 (45.2)
100～299	31,967 (30,337)	4,815,853 (4,582,065)	14,499 (13,605)	1,165 (1,031)	32,122 (29,830)	365 (233)	62,467.5 (58,187.5)	6,079.5 (4,861.0)	1.30 (1.27)	14,179 (13,216)	44.4 (43.6)
300～499	5,808 (5,643)	2,012,944 (1,952,209)	7,661 (7,503)	515 (440)	14,042 (13,406)	142 (68)	29,950.0 (28,886.0)	3,202.5 (2,890.5)	1.49 (1.48)	2,371 (2,268)	40.8 (40.2)
500～999	3,968 (3,814)	2,508,349 (2,411,051)	10,409 (9,792)	605 (537)	17,826 (16,751)	96 (32)	39,297.0 (36,888.0)	3,994.0 (3,732.0)	1.57 (1.53)	1,602 (1,477)	40.4 (38.7)
1,000以上	2,735 (2,666)	8,199,564 (7,885,397)	40,416 (37,959)	1,748 (1,507)	60,085 (55,809)	220 (78)	142,775.0 (133,273)	13,989.5 (12,488.5)	1.74 (1.69)	1,097 (984)	40.1 (36.9)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	302,716.0 (283,750.5)	70,180 (66,546)	3,339 (2,814)	107,466 (102,361)	251,165 (238,267)	22,212 (20,172)	9,289 (8,447)	1,298 (1,233)	27,942 (25,439)	47,818 (43,566)	6,218 (5,374)	3,243 (1,646)	980 (543)	3,733.0 (1,917.5)	1,325.0 (567.0)
56～99	28,226.5 (26,516.0)	4,646 (4,413)	360 (288)	9,652 (9,125)	19,304 (18,239)	/	1,838 (1,721)	244 (244)	4,534 (4,256)	8,454 (7,942)	/	390 (269)	157 (132)	468.5 (335.0)	/
100～299	62,467.5 (58,187.5)	12,153 (11,427)	740 (614)	24,660 (23,133)	49,706 (46,601)	/	2,346 (2,178)	425 (417)	6,723 (6,250)	11,840 (11,023)	/	739 (447)	365 (233)	921.5 (563.5)	/
300～499	29,950.0 (28,886.0)	6,737 (6,597)	353 (307)	10,887 (10,555)	24,714 (24,056)	/	924 (906)	162 (133)	2,757 (2,666)	4,767 (4,611)	/	398 (185)	142 (68)	469.0 (219.0)	/
500～999	39,297.0 (36,888.0)	9,549 (9,019)	474 (407)	14,223 (13,753)	33,795 (32,198)	/	860 (773)	131 (130)	3,164 (2,816)	5,015 (4,492)	/	439 (182)	96 (32)	487.0 (198.0)	/
1,000以上	142,775.0 (133,273.0)	37,095 (35,090)	1,412 (1,198)	48,044 (45,795)	123,646 (117,173)	/	3,321 (2,869)	336 (309)	10,764 (9,451)	17,742 (15,498)	/	1,277 (563)	220 (78)	1,387.0 (602.0)	/

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
産業計	企業 71,224 (67,168)	人 19,504,649 (18,652,344)	人 79,469 (74,993)	人 4,637 (4,047)	人 138,651 (129,446)	人 980 (543)	人 302,716.0 (283,750.5)	人 29,755.0 (26,113.0)	% 1.55 (1.52)	企業 31,230 (29,120)	% 43.8 (43.4)
農、林、漁業	企業 155 (146)	人 20,007 (19,691)	人 70 (63)	人 4 (4)	人 210 (217)	人 1 (0)	人 354.5 (347.0)	人 24.5 (60.0)	% 1.77 (1.76)	企業 84 (80)	% 54.2 (54.8)
鉱業	41 (44)	7,373 (7,600)	26 (29)	0 (0)	56 (62)	0 (0)	108.0 (120.0)	2.0 (5.0)	1.46 (1.58)	20 (25)	48.8 (56.8)
建設業	2,251 (2,206)	559,693 (554,724)	2,316 (2,255)	29 (26)	3,528 (3,399)	1 (0)	8,189.5 (7,935.0)	549.0 (627.0)	1.46 (1.43)	1,007 (936)	44.7 (42.4)
製造業	21,260 (20,559)	6,428,236 (6,264,417)	30,422 (29,292)	665 (601)	49,542 (47,428)	118 (68)	111,110.0 (106,647.0)	7,697.0 (6,741.5)	1.73 (1.70)	11,603 (11,028)	54.6 (53.6)
電気・ガス・熱供給・水道業	211 (203)	188,400 (187,323)	926 (900)	9 (8)	1,640 (1,603)	0 (1)	3,501.0 (3,411.5)	112.0 (129.5)	1.86 (1.82)	91 (91)	43.1 (44.8)
情報通信業	3,425 (2,986)	1,133,043 (1,039,265)	4,004 (3,616)	78 (62)	5,484 (4,956)	17 (10)	13,578.5 (12,255.0)	1,566.5 (1,336.5)	1.20 (1.18)	700 (609)	20.4 (20.4)
運輸業	4,603 (4,372)	1,087,722 (1,050,690)	4,196 (4,034)	245 (220)	9,902 (9,467)	50 (31)	18,564.0 (17,770.5)	1,681.5 (1,553.5)	1.71 (1.69)	2,350 (2,210)	51.1 (50.5)
卸売・小売業	12,816 (12,213)	3,428,725 (3,258,630)	10,930 (10,160)	1,351 (1,155)	21,487 (19,245)	244 (74)	44,820.0 (40,757.0)	5,160.5 (4,297.0)	1.31 (1.25)	4,051 (3,789)	31.6 (31.0)
金融・保険・不動産業	2,192 (2,022)	1,356,965 (1,299,085)	5,536 (5,190)	129 (94)	8,882 (8,362)	5 (1)	20,085.5 (18,836.5)	2,317.5 (1,740.0)	1.48 (1.45)	630 (622)	28.7 (30.8)
飲食店・宿泊業	1,902 (1,834)	492,846 (440,837)	1,588 (1,424)	271 (244)	3,601 (3,068)	37 (19)	7,066.5 (6,169.5)	942.0 (790.5)	1.43 (1.40)	727 (706)	38.2 (38.5)
医療・福祉	8,814 (8,268)	1,391,606 (1,314,218)	6,939 (6,503)	968 (792)	11,443 (10,287)	329 (231)	26,453.5 (24,200.5)	3,252.0 (2,782.5)	1.90 (1.84)	4,955 (4,454)	56.2 (53.9)
教育・学習支援業	1,520 (1,381)	323,714 (307,044)	1,200 (1,093)	38 (35)	1,752 (1,636)	11 (3)	4,195.5 (3,858.5)	389.0 (341.5)	1.30 (1.26)	575 (530)	37.8 (38.4)
複合サービス事業	944 (969)	296,585 (300,184)	1,058 (1,003)	45 (44)	1,983 (1,955)	8 (3)	4,148.0 (4,006.5)	346.0 (359.5)	1.40 (1.33)	386 (368)	40.9 (38.0)
サービス業	11,082 (9,964)	2,788,731 (2,608,044)	10,255 (9,428)	804 (762)	19,135 (17,753)	159 (102)	40,528.5 (37,422.0)	5,712.5 (5,349.0)	1.45 (1.43)	4,048 (3,671)	36.5 (36.8)

注 1 (1)①の表と同じ
※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 人	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
産業計	302,716.0 (283,750.5)	70,180 (66,546)	3,339 (2,814)	107,466 (102,361)	251,165 (238,267)	22,212 (20,172)	9,289 (8,447)	1,298 (1,233)	27,942 (25,439)	47,818 (43,566)	6,218 (5,374)	3,243 (1,646)	980 (543)	3,733.0 (1,917.5)	1,325.0 (567.0)
農、林、漁業	354.5 (347.0)	51 (43)	3 (3)	119 (129)	224 (218)		19 (20)	1 (1)	87 (87)	126 (128)		4 (1)	1 (0)	4.5 (1.0)	
鉱業	108.0 (120.0)	26 (29)	0 (0)	52 (60)	104 (118)		0 (0)	0 (0)	4 (2)	4 (2)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	8,189.5 (7,935.0)	2,276 (2,213)	25 (24)	3,379 (3,280)	7,956 (7,730)		40 (42)	4 (2)	94 (88)	178 (174)		55 (31)	1 (0)	55.5 (31.0)	
製造業	111,110.0 (106,647.0)	27,196 (26,221)	491 (413)	38,066 (36,985)	92,949 (89,840)		3,226 (3,071)	174 (188)	10,552 (9,934)	17,178 (16,264)		924 (509)	118 (68)	983.0 (543.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	3,501.0 (3,411.5)	915 (890)	9 (8)	1,548 (1,520)	3,387 (3,308)		11 (10)	0 (0)	65 (70)	87 (90)		27 (13)	0 (1)	27.0 (13.5)	
情報通信業	13,578.5 (12,255.0)	3,926 (3,541)	77 (59)	5,057 (4,689)	12,986 (11,830)		78 (75)	1 (3)	194 (171)	351 (324)		233 (96)	17 (10)	241.5 (101.0)	
運輸業	18,564.0 (17,770.5)	3,847 (3,750)	187 (169)	8,585 (8,389)	16,466 (16,058)		349 (284)	58 (51)	1,164 (1,002)	1,920 (1,621)		153 (76)	50 (31)	178.0 (91.5)	
卸売・小売業	44,820.0 (40,757.0)	9,314 (8,748)	1,039 (884)	14,557 (13,541)	34,224 (31,921)		1,616 (1,412)	312 (271)	6,334 (5,457)	9,878 (8,552)		596 (247)	244 (74)	718.0 (284.0)	
金融・保険・不動産業	20,085.5 (18,836.5)	5,486 (5,165)	116 (91)	8,633 (8,224)	19,721 (18,645)		50 (25)	13 (3)	153 (87)	266 (140)		96 (51)	5 (1)	98.5 (51.5)	
飲食店・宿泊業	7,066.5 (6,169.5)	1,009 (898)	149 (122)	1,823 (1,584)	3,990 (3,502)		579 (526)	122 (122)	1,699 (1,456)	2,979 (2,630)		79 (28)	37 (19)	97.5 (37.5)	
医療・福祉	26,453.5 (24,200.5)	5,750 (5,516)	550 (411)	8,014 (7,370)	20,064 (18,813)		1,189 (987)	418 (381)	3,032 (2,681)	5,828 (5,036)		397 (236)	329 (231)	561.5 (351.5)	
教育・学習支援業	4,195.5 (3,858.5)	1,143 (1,060)	31 (28)	1,620 (1,547)	3,937 (3,695)		57 (33)	7 (7)	109 (81)	230 (154)		23 (8)	11 (3)	28.5 (9.5)	
複合サービス事業	4,148.0 (4,006.5)	952 (898)	22 (23)	1,690 (1,711)	3,616 (3,530)		106 (105)	23 (21)	262 (225)	497 (456)		31 (19)	8 (3)	35.0 (20.5)	
サービス業	40,528.5 (37,422.0)	8,286 (7,571)	639 (579)	14,317 (13,324)	31,528 (29,045)		1,969 (1,857)	165 (183)	4,193 (4,098)	8,296 (7,995)		625 (331)	159 (102)	704.5 (382.0)	

注 1 (1) ②の表と同じ
※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率達 成企業の割合	
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者 障害者である短 時間労働者	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び精 神障害者	D. 精神障害者 である短時間労 働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5				F. うち新規雇用 分
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
製造業計	21,260 (20,559)	6,428,236 (6,264,417)	30,422 (29,292)	665 (601)	49,542 (47,428)	118 (68)	111,110.0 (106,647.0)	7,697.0 (6,741.5)	1.73 (1.70)	11,603 (11,028)	54.6 (53.6)
食料品・たばこ	3,034 (2,976)	730,650 (736,735)	3,011 (3,030)	169 (164)	7,940 (7,623)	43 (35)	14,152.5 (13,864.5)	1,073.5 (984.5)	1.94 (1.88)	1,887 (1,806)	62.2 (60.7)
繊維・衣服	1,021 (1,044)	181,008 (184,175)	884 (859)	33 (42)	1,741 (1,757)	3 (0)	3,543.5 (3,517.0)	243.5 (226.0)	1.96 (1.91)	650 (646)	63.7 (61.9)
木材・家具	457 (462)	76,262 (79,541)	339 (360)	10 (8)	804 (856)	0 (0)	1,492.0 (1,584.0)	63.0 (81.0)	1.96 (1.99)	297 (307)	65.0 (66.5)
パルプ・紙・印刷	1,778 (1,737)	349,571 (347,321)	1,538 (1,487)	42 (37)	2,711 (2,632)	12 (11)	5,835.0 (5,648.5)	391.0 (310.5)	1.67 (1.63)	947 (895)	53.3 (51.5)
化学工業	2,180 (2,064)	776,167 (763,513)	3,268 (3,196)	84 (70)	5,672 (5,477)	11 (3)	12,297.5 (11,940.5)	943.0 (788.0)	1.58 (1.56)	1,038 (932)	47.6 (45.2)
窯業・土石	651 (638)	155,575 (144,780)	608 (546)	11 (11)	1,344 (1,196)	0 (0)	2,571.0 (2,299.0)	187.0 (128.0)	1.65 (1.59)	347 (340)	53.3 (53.3)
鉄鋼	411 (387)	146,673 (142,800)	658 (605)	4 (5)	1,297 (1,191)	1 (0)	2,617.5 (2,406.0)	153.0 (130.0)	1.78 (1.68)	241 (222)	58.6 (57.4)
非鉄金属	374 (363)	115,851 (113,212)	531 (490)	13 (8)	912 (846)	0 (0)	1,987.0 (1,834.0)	137.0 (105.0)	1.72 (1.62)	229 (211)	61.2 (58.1)
金属製品	1,737 (1,651)	286,544 (285,119)	1,300 (1,316)	41 (31)	2,610 (2,530)	5 (1)	5,253.5 (5,193.5)	347.0 (331.0)	1.83 (1.82)	1,023 (956)	58.9 (57.9)
電気機械	2,482 (2,435)	1,162,673 (1,141,290)	6,701 (6,539)	76 (70)	7,388 (7,108)	11 (5)	20,871.5 (20,258.5)	1,235.0 (1,107.0)	1.80 (1.78)	1,335 (1,271)	53.8 (52.2)
その他機械	5,071 (4,920)	1,864,346 (1,779,828)	8,828 (8,366)	130 (103)	12,801 (12,191)	19 (7)	30,596.5 (29,029.5)	2,187.0 (1,886.5)	1.64 (1.63)	2,579 (2,483)	50.9 (50.5)
その他	2,064 (1,882)	582,916 (546,103)	2,756 (2,498)	52 (52)	4,322 (4,021)	13 (6)	9,892.5 (9,072.0)	737.0 (664.0)	1.70 (1.66)	1,030 (959)	49.9 (51.0)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
製造業計	人 111,110.0 (106,647.0)	人 27,196 (26,221)	人 491 (413)	人 38,066 (36,985)	人 92,949 (89,840)	人 3,226 (3,071)	人 174 (188)	人 10,552 (9,934)	人 17,178 (16,264)	人 924 (509)	人 118 (68)	人 983.0 (543.0)
食料品・たばこ	人 14,152.5 (13,864.5)	人 2,068 (2,081)	人 116 (110)	人 4,242 (4,178)	人 8,494 (8,450)	人 943 (949)	人 53 (54)	人 3,550 (3,348)	人 5,489 (5,300)	人 148 (97)	人 43 (35)	人 169.5 (114.5)
繊維・衣服	人 3,543.5 (3,517.0)	人 754 (732)	人 25 (36)	人 1,220 (1,240)	人 2,753 (2,740)	人 130 (127)	人 8 (6)	人 497 (503)	人 765 (763)	人 24 (14)	人 3 (0)	人 25.5 (14.0)
木材・家具	人 1,492.0 (1,584.0)	人 313 (321)	人 9 (7)	人 581 (608)	人 1,216 (1,257)	人 26 (39)	人 1 (1)	人 217 (245)	人 270 (324)	人 6 (3)	人 0 (0)	人 6.0 (3.0)
パルプ・紙・印刷	人 5,835.0 (5,648.5)	人 1,428 (1,393)	人 28 (22)	人 2,135 (2,128)	人 5,019 (4,936)	人 110 (94)	人 14 (15)	人 530 (478)	人 764 (681)	人 46 (26)	人 12 (11)	人 52.0 (31.5)
化学工業	人 12,297.5 (11,940.5)	人 2,959 (2,900)	人 55 (41)	人 4,765 (4,663)	人 10,738 (10,504)	人 309 (296)	人 29 (29)	人 805 (762)	人 1,452 (1,383)	人 102 (52)	人 11 (3)	人 107.5 (53.5)
窯業・土石	人 2,571.0 (2,299.0)	人 539 (481)	人 5 (4)	人 1,062 (946)	人 2,145 (1,912)	人 69 (65)	人 6 (7)	人 272 (237)	人 416 (374)	人 10 (13)	人 0 (0)	人 10.0 (13.0)
鉄鋼	人 2,617.5 (2,406.0)	人 623 (579)	人 4 (5)	人 1,190 (1,114)	人 2,440 (2,277)	人 35 (26)	人 0 (0)	人 87 (64)	人 157 (116)	人 20 (13)	人 1 (0)	人 20.5 (13.0)
非鉄金属	人 1,987.0 (1,834.0)	人 478 (452)	人 12 (6)	人 758 (723)	人 1,726 (1,633)	人 53 (38)	人 1 (2)	人 142 (117)	人 249 (195)	人 12 (6)	人 0 (0)	人 12.0 (6.0)
金属製品	人 5,253.5 (5,193.5)	人 1,008 (1,031)	人 35 (25)	人 1,861 (1,832)	人 3,912 (3,919)	人 292 (285)	人 6 (6)	人 710 (671)	人 1,300 (1,247)	人 39 (27)	人 5 (1)	人 41.5 (27.5)
電気機械	人 20,871.5 (20,258.5)	人 6,291 (6,149)	人 61 (46)	人 6,146 (5,994)	人 18,789 (18,338)	人 410 (390)	人 15 (24)	人 1,094 (1,035)	人 1,929 (1,839)	人 148 (79)	人 11 (5)	人 153.5 (81.5)
その他機械	人 30,596.5 (29,029.5)	人 8,280 (7,870)	人 106 (80)	人 10,622 (10,271)	人 27,288 (26,091)	人 548 (496)	人 24 (23)	人 1,908 (1,783)	人 3,028 (2,798)	人 271 (137)	人 19 (7)	人 280.5 (140.5)
その他	人 9,892.5 (9,072.0)	人 2,455 (2,232)	人 35 (31)	人 3,484 (3,288)	人 8,429 (7,783)	人 301 (266)	人 17 (21)	人 740 (691)	人 1,359 (1,244)	人 98 (42)	人 13 (6)	人 104.5 (45.0)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和 54 年	128,493		1.12		52.0	
55	135,228	6,735	1.13	0.01	51.6	△ 0.4
56	144,713	9,485	1.18	0.05	53.4	1.8
57	152,603	7,890	1.22	0.04	53.8	0.4
58	155,515	2,912	1.23	0.01	53.5	△ 0.3
59	159,909	4,394	1.25	0.02	53.6	0.1
60	168,276	8,367	1.26	0.01	53.5	△ 0.1
61	170,247	1,971	1.26	0.00	53.8	0.3
62	171,880	1,633	1.25	△ 0.01	53.0	△ 0.8
63	187,115	15,235	1.31	0.06	51.5	△ 1.5
	(177,708)	(5,828)	(1.25)	(0.00)		
平成 元年	195,276	8,161	1.32	0.01	51.6	0.1
2	203,634	8,358	1.32	0.00	52.2	0.6
3	214,814	11,180	1.32	0.00	51.8	△ 0.4
4	229,627	14,813	1.36	0.04	51.9	0.1
5	240,985	11,358	1.41	0.05	51.4	△ 0.5
	(237,621)	(7,994)	(1.39)	(0.03)		
6	245,348	4,363	1.44	0.03	50.4	△ 1.0
7	247,077	1,729	1.45	0.01	50.6	0.2
8	247,982	905	1.47	0.02	50.5	△ 0.1
9	250,030	2,048	1.47	0.00	50.2	△ 0.3
10	251,443	1,413	1.48	0.01	50.1	△ 0.1
11	254,562	3,119	1.49	0.01	44.7	△ 5.4
	(249,920)	(△ 1,523)	(1.48)	(0.00)		
12	252,836	△ 1,726	1.49	0.00	44.3	△ 0.4
13	252,870	34	1.49	0.00	43.7	△ 0.6
14	246,284	△ 6,586	1.47	△ 0.02	42.5	△ 1.2
15	247,093	809	1.48	0.01	42.5	0.0
16	257,939	10,846	1.46	△ 0.02	41.7	△ 0.8
17	269,066	11,127	1.49	0.03	42.1	0.4
18	283,750.5	14,684.5	1.52	0.03	43.4	1.3
	(281,833)	(12,767)	(1.51)	(0.02)		
19	302,716.0	18,965.5	1.55	0.03	43.8	0.4

注1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

注2

() 内は、それぞれ制度改正前の前年度と同じ方法により計算した数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	39,994 (100.0%)	24,238 (60.6%)	8,507 (21.3%)	3,287 (8.2%)	1,811 (4.5%)	1,667 (4.2%)	362 (0.9%)	102 (0.3%)	20 (0.1%)	25,370 (63.4%)
56-99人	14,765 (100.0%)	14,765 (100.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	14,723 (99.7%)
100-299人	17,788 (100.0%)	8,062 (45.3%)	7,116 (40.0%)	1,863 (10.5%)	653 (3.7%)	94 (0.5%)	— —	— —	— —	10,358 (58.2%)
300-499人	3,437 (100.0%)	785 (22.8%)	819 (23.8%)	774 (22.5%)	586 (17.0%)	473 (13.8%)	— —	— —	— —	255 (7.4%)
500-999人	2,366 (100.0%)	466 (19.7%)	402 (17.0%)	474 (20.0%)	390 (16.5%)	561 (23.7%)	73 (3.1%)	— —	— —	31 (1.3%)
1,000人以上	1,638 (100.0%)	160 (9.8%)	170 (10.4%)	176 (10.7%)	182 (11.1%)	539 (32.9%)	289 (17.6%)	102 (6.2%)	20 (1.2%)	3 (0.2%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注1 都道府県別の状況は、①～③欄については、企業の主たる事務所(特例子会社及び関係会社特例の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

2 「(参考)事業所所在地による集計」は、事業所(雇用保険適用事業所)単位にその所在する都道府県において集計したものである。

都道府県名	①実雇用率	(対前年増減)	②法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	③法定雇用率達成企業の数	(参考)事業所所在地による集計の実雇用率	(対前年増減)
全国	1.55	0.03	43.8	0.4	31,230 / 71,224	1.55	0.03
北海道	1.70	0.05	47.9	1.0	1,189 / 2,483	1.74	0.06
青森	1.56	0.04	43.3	1.4	304 / 702	1.55	0.06
岩手	1.72	0.05	50.3	4.2	371 / 738	1.69	0.03
宮城	1.57	0.01	45.6	2.1	510 / 1,119	1.54	0.04
秋田	1.55	0.00	53.5	0.4	307 / 574	1.60	0.06
山形	1.50	0.01	50.4	△1.0	368 / 730	1.50	0.03
福島	1.48	0.02	44.0	△0.3	461 / 1,048	1.46	0.02
茨城	1.54	0.06	51.0	2.4	541 / 1,060	1.56	0.03
栃木	1.57	0.05	48.3	1.1	363 / 751	1.60	0.11
群馬	1.48	△0.04	47.2	△2.1	468 / 992	1.61	0.01
埼玉	1.46	0.01	40.1	0.2	829 / 2,065	1.55	0.01
千葉	1.50	0.03	45.0	△0.6	707 / 1,572	1.53	0.04
東京	1.46	0.02	28.6	△0.6	4,482 / 15,678	1.33	0.02
神奈川	1.45	0.04	41.2	0.2	1,338 / 3,251	1.64	0.04
新潟	1.53	0.07	47.6	4.2	661 / 1,389	1.57	0.11
富山	1.61	0.08	57.3	4.3	464 / 810	1.60	0.09
石川	1.57	0.04	48.2	0.4	370 / 768	1.66	0.05
福井	1.96	0.05	51.4	△0.4	282 / 549	1.87	0.03
山梨	1.62	0.07	52.3	3.2	215 / 411	1.64	0.05
長野	1.68	0.01	53.3	0.3	678 / 1,271	1.68	0.01
岐阜	1.60	0.03	54.0	1.6	601 / 1,112	1.63	0.03
静岡	1.60	0.03	49.2	0.4	1,076 / 2,185	1.60	0.05
愛知	1.48	0.03	41.0	0.6	1,829 / 4,458	1.50	0.04
三重	1.42	0.00	46.5	1.2	384 / 825	1.47	△0.02
滋賀	1.65	△0.05	55.6	△1.3	321 / 577	1.63	0.00
京都	1.71	0.07	45.7	1.2	639 / 1,397	1.72	0.02
大阪	1.56	0.03	42.2	1.7	2,539 / 6,010	1.58	0.05
兵庫	1.75	0.05	55.8	0.7	1,339 / 2,398	1.79	0.01
奈良	1.81	△0.07	55.2	0.4	222 / 402	1.95	0.00
和歌山	1.99	△0.02	53.8	0.5	205 / 381	2.06	0.12
鳥取	1.78	0.01	57.9	1.4	201 / 347	1.73	0.00
島根	1.70	0.00	59.0	1.2	252 / 427	1.69	0.02
岡山	1.74	0.03	54.9	2.6	594 / 1,082	1.76	0.01
広島	1.60	0.05	45.2	1.9	779 / 1,722	1.60	0.05
山口	2.17	0.09	54.5	△0.4	379 / 696	2.08	0.08
徳島	1.49	0.16	45.3	1.1	151 / 333	1.52	0.10
香川	1.68	0.08	58.1	1.8	352 / 606	1.75	0.08
愛媛	1.61	0.06	51.8	0.1	377 / 728	1.64	0.07
高知	1.62	△0.04	50.4	△2.1	183 / 363	1.68	△0.06
福岡	1.63	0.05	48.5	2.4	1,273 / 2,623	1.67	0.08
佐賀	2.02	0.07	64.7	5.2	292 / 451	1.95	0.06
長崎	2.02	0.12	58.1	2.6	372 / 640	2.07	0.01
熊本	1.91	0.07	55.2	1.2	506 / 916	2.03	0.11
大分	2.16	0.02	60.5	2.7	364 / 602	2.49	0.03
宮崎	1.94	0.04	61.8	5.0	352 / 570	2.09	0.04
鹿児島	1.91	0.03	56.8	0.9	461 / 811	1.91	0.03
沖縄	1.63	0.02	46.4	0.3	279 / 601	1.61	0.02

(7) 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5
特例子会社	社 219 (195)	人 10,441 (8,958)	人 3,865 (3,418)	人 37 (50)	人 2,737 (2,219)	人 11 (8)	人 10,509.5 (9,109.0)

注 1(1)①の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
特例子会社	人 10,509.5 (9,109)	人 2,754 (2,540)	人 19 (17)	人 1,112 (1,030)	人 6,639 (6,127)	人 1,111 (878)	人 18 (33)	人 1,481 (1,143)	人 3,721 (2,932)	人 144 (46)	人 11 (8)	人 149.5 (50.0)

注 1(1)②の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

(参考)平成19年10月末現在の状況

- 特例子会社数 223社
- グループ適用を受けているグループ数 82グループ

◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率=1.8%）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。
その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できていることとしている。

2 国・地方公共団体等における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	機関 39 (39)	人 301,926 (303,632)	人 844 (854)	人 40 (16)	人 4,814 (4,861)	人 0 (0)	人 6,542.0 (6,585)	人 141.0 (230.0)	% 2.17 (2.17)	機関 39 (38)	% 100.0 (97.4)
行政機関	機関 30 (30)	人 274,818 (276,619)	人 783 (795)	人 40 (16)	人 4,319 (4,371)	人 0 (0)	人 5,925.0 (5,977)	人 134.0 (215)	% 2.16 (2.16)	機関 30 (29)	% 100.0 (96.7)
立法機関	5 (5)	3,302 (3,337)	7 (6)	0 (0)	58 (62)	0 (0)	72.0 (74)	1.0 (0)	2.18 (2.22)	5 (5)	100.0 (100.0)
司法機関	4 (4)	23,806 (23,676)	54 (53)	0 (0)	437 (428)	0 (0)	545.0 (534.0)	6.0 (15)	2.29 (2.26)	4 (4)	100.0 (100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者以外の身体障害者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	6,542.0 (6,585)	841 (853)	40 (16)	4,736 (4,801)	6,458 (6,523)	129 (211)	3 (1)	0 (0)	24 (18)	30 (20)	11 (18)	54 (42)	0 (0)	54.0 (42)	1.0 (1)
行政機関	5,925.0 (5,977)	780 (794)	40 (16)	4,243 (4,312)	5,843 (5,916)	123 (196)	3 (1)	0 (0)	23 (18)	29 (20)	10 (18)	53 (41)	0 (0)	53.0 (41)	1.0 (1)
立法機関	72.0 (74)	7 (6)	0 (0)	56 (61)	70 (73)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (1)	0.0 (0)
司法機関	545.0 (534)	54 (53)	0 (0)	437 (428)	545 (534)	6 (15)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)

[2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成18年6月2日から平成19年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成18年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成18年6月2日から平成19年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成18年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	163 (163)	334,373 (345,142)	2,012 (2,004)	32 (26)	4,038 (4,142)	0 (0)	8,094.0 (8,176)	155.0 (142)	2.42% (2.37)	151 (148)	92.6% (90.8)
都道府県知事部局	47 (47)	275,651 (286,083)	1,680 (1,683)	18 (16)	3,332 (3,427)	0 (0)	6,710.0 (6,809)	100.0 (101)	2.43% (2.38)	47 (46)	100.0% (97.9)
その他の都道府県機関	116 (116)	58,722 (59,059)	332 (321)	14 (10)	706 (715)	0 (0)	1,384.0 (1,367)	55.0 (41)	2.36% (2.31)	104 (102)	89.7% (87.9)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	8,094.0 (8,176)	2,010 (2,004)	32 (26)	3,995 (4,110)	8,047 (8,144)	147 (141)	2 (0)	0 (0)	9 (6)	13 (6)	7 (1)	34 (26)	0 (0)	34.0 (26)	1.0 (0)
都道府県知事部局	6,710.0 (6,809)	1,678 (1,683)	18 (16)	3,308 (3,411)	6,682 (6,793)	92 (100)	2 (0)	0 (0)	9 (6)	13 (6)	7 (1)	15 (10)	0 (0)	15.0 (10)	1.0 (0)
その他の都道府県機関	1,384.0 (1,367)	332 (321)	14 (10)	687 (699)	1,365 (1,351)	55 (41)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	19 (16)	0 (0)	19.0 (16)	0.0 (0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
市町村の機関	機関 2,585 (2,624)	人 968,172 (985,625)	人 5,647 (5,523)	人 133 (128)	人 10,677 (10,771)	人 16 (16)	人 22,112.0 (21,953)	人 758.0 (659)	% 2.28 (2.23)	機関 2,097 (2,037)	% 81.1 (77.6)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
市町村の機関	人 22,112.0 (21,953)	人 5,629 (5,506)	人 115 (111)	人 10,345 (10,521)	人 21,718 (21,644)	人 716 (633)	人 18 (17)	人 18 (17)	人 171 (143)	人 225 (194)	人 32 (16)	人 161 (107)	人 16 (16)	人 169.0 (115)	人 10.0 (10)

注 2(1)②の表と同じ

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者の 算定の基礎とな る職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重 度の知的障 害者であ る短時間勤 務職員	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者 及び精神障 害者	D. 精神障害 者である短 時間勤務 職員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
計	機関 153 (152)	人 649,369 (658,741)	人 2,731 (2,595)	人 55 (48)	人 4,550 (4,410)	人 0 (0)	人 10,067.0 (9,648)	人 275.0 (155)	% 1.55 (1.46)	機関 87 (77)	% 56.9 (50.7)
都道府県 教育委員会	機関 47 (47)	人 556,492 (566,655)	人 2,297 (2,165)	人 51 (45)	人 3,743 (3,620)	人 0 (0)	人 8,388.0 (7,995)	人 174.0 (112)	% 1.51 (1.41)	機関 2 (2)	% 4.3 (4.3)
市町村 教育委員会	106 (105)	92,877 (92,086)	434 (430)	4 (3)	807 (790)	0 (0)	1,679.0 (1,653)	101.0 (43)	1.81 (1.80)	85 (75)	80.2 (71.4)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障 害者	b. 重度身体障 害者である 短時間勤務 職員	c. 重度以外の 身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務 職員	c. 重度以外の 知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	c. 精神障害者	d. 精神障害 者である短 時間勤務 職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
計	10,067.0 (9,648)	2,730 (2,595)	55 (48)	4,513 (4,391)	10,028 (9,629)	267 (151)	1 (0)	0 (0)	10 (8)	12 (8)	7 (3)	27 (11)	0 (0)	27.0 (11)	1.0 (1)
都道府県 教育委員会	8,388.0 (7,995)	2,297 (2,165)	51 (45)	3,715 (3,605)	8,360 (7,980)	170 (109)	0 (0)	0 (0)	8 (7)	8 (7)	3 (3)	20 (8)	0 (0)	20.0 (8)	1.0 (0)
市町村 教育委員会	1,679.0 (1,653)	433 (430)	4 (3)	798 (786)	1,668 (1,649)	97 (42)	1 (0)	0 (0)	2 (1)	4 (1)	4 (0)	7 (3)	0 (0)	7.0 (3)	0.0 (1)

注 2(1)②の表と同じ

3 特殊法人における雇用状況(法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
特殊法人	法人 247 (246)	人 454,409 (451,534)	人 2,141 (1,728)	人 166 (104)	人 4,467 (3,489)	人 31 (9)	人 8,930.5 (7,053.5)	人 2,209.5 (798.5)	% 1.97 (1.56)	法人 150 (134)	% 60.7 (54.5)
独立行政法人等	194 (198)	437,748 (436,064)	2,067 (1,658)	161 (100)	4,335 (3,360)	31 (9)	8,645.5 (6,780.5)	2,179.5 (756.5)	1.97 (1.55)	115 (102)	59.3 (51.5)
地方独立行政法人等	53 (48)	16,661 (15,470)	74 (70)	5 (4)	132 (129)	0 (0)	285.0 (273.0)	30.0 (42)	1.71 (1.76)	35 (32)	66.0 (66.7)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
特殊法人	8,930.5 (7,053.5)	2,055 (1,692)	163 (103)	3,747 (3,189)	8,020 (6,676)	1,701 (551)	86 (36)	3 (1)	331 (155)	506 (228)	311 (215)	389 (145)	31 (9)	404.5 (149.5)	197.5 (32.5)
独立行政法人等	8,645.5 (6,780.5)	1,982 (1,623)	159 (100)	3,618 (3,062)	7,741 (6,408)	1,671 (512)	85 (35)	2 (0)	331 (155)	503 (225)	311 (213)	386 (143)	31 (9)	401.5 (147.5)	197.5 (31.5)
地方独立行政法人等	285.0 (273)	73 (69)	4 (3)	129 (127)	279 (268)	30 (39)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (2)	3 (2)	0 (0)	3.0 (2.0)	0.0 (1.0)

注 1(1)②の表と同じ

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第7号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第8号から第9号までの法人を指す。

4 公的機関の各機関の状況

(1) 国の機関の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	301,926	6,542.0	2.17	0.0	
行政機関合計	274,818	5,925.0	2.16	0.0	
内閣官房	652	14.0	2.15	0.0	
内閣府	2,392	51.0	2.13	0.0	
内閣法制局	73	1.0	1.37	0.0	
金融庁	1,359	29.0	2.13	0.0	
宮内庁	787	21.0	2.67	0.0	
警察庁	1,654	40.0	2.42	0.0	
総務省	5,186	112.0	2.16	0.0	特例承認あり(注4)
公正取引委員会	710	15.0	2.11	0.0	
法務省	32,083	692.0	2.16	0.0	
公安調査庁	1,497	32.0	2.14	0.0	
外務省	5,504	118.0	2.14	0.0	
財務省	10,825	239.0	2.21	0.0	
国税庁	54,686	1,176.0	2.15	0.0	
文部科学省	2,178	49.0	2.25	0.0	特例承認あり(注4)
厚生労働省	40,092	865.0	2.16	0.0	
社会保険庁	16,535	349.0	2.11	0.0	
農林水産省	21,236	457.0	2.15	0.0	
水産庁	502	12.0	2.39	0.0	
林野庁	4,539	96.0	2.12	0.0	
経済産業省	5,639	119.0	2.11	0.0	特例承認あり(注4)
特許庁	2,766	63.0	2.28	0.0	
国土交通省	36,614	789.0	2.15	0.0	
海上保安庁	95	3.0	3.16	0.0	
海難審判庁	222	6.0	2.70	0.0	
気象庁	4,512	95.0	2.11	0.0	
環境省	1,166	28.0	2.40	0.0	
防衛省	16,678	352.0	2.11	0.0	
防衛施設庁	2,699	57.0	2.11	0.0	
人事院	667	15.0	2.25	0.0	
会計検査院	1,270	30.0	2.36	0.0	
立法機関合計	3,302	72.0	2.18	0.0	
衆議院事務局	1,255	27.0	2.15	0.0	
衆議院法制局	73	1.0	1.37	0.0	
参議院事務局	981	21.0	2.14	0.0	
参議院法制局	70	1.0	1.43	0.0	
国立国会図書館	923	22.0	2.38	0.0	
司法機関合計	23,806	545.0	2.29	0.0	
最高裁判所	1,020	22.0	2.16	0.0	
高等裁判所	1,727	46.0	2.66	0.0	
地方裁判所	16,166	362.0	2.24	0.0	
家庭裁判所	4,893	115.0	2.35	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の省庁は、特例承認を受けている。
特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁		
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	原子力安全・保安院

(2) 都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	275,651	6,710.0	2.43	0.0	
北海道	17,174	411.0	2.39	0.0	
青森県	4,658	124.0	2.66	0.0	
岩手県	4,278	91.0	2.13	0.0	
宮城県	5,294	121.0	2.29	0.0	
秋田県	4,077	88.0	2.16	0.0	
山形県	5,155	109.0	2.11	0.0	特例認定あり(注4)
福島県	6,341	143.0	2.26	0.0	
茨城県	5,401	115.0	2.13	0.0	
栃木県	5,136	117.0	2.28	0.0	
群馬県	5,068	108.0	2.13	0.0	
埼玉県	8,138	243.0	2.99	0.0	
千葉県	8,931	207.0	2.32	0.0	
東京都	21,353	660.0	3.09	0.0	
神奈川県	8,736	272.0	3.11	0.0	
新潟県	6,696	148.0	2.21	0.0	
富山県	3,835	81.0	2.11	0.0	
石川県	4,155	90.0	2.17	0.0	
福井県	3,387	72.0	2.13	0.0	特例認定あり(注4)
山梨県	4,159	89.0	2.14	0.0	
長野県	6,317	138.0	2.18	0.0	
岐阜県	5,872	124.0	2.11	0.0	
静岡県	6,750	146.0	2.16	0.0	特例認定あり(注4)
愛知県	8,767	192.0	2.19	0.0	
三重県	4,626	111.0	2.40	0.0	
滋賀県	3,243	79.0	2.44	0.0	特例認定あり(注4)
京都府	5,658	151.0	2.67	0.0	
大阪府	9,113	273.0	3.00	0.0	
兵庫県	9,156	213.0	2.33	0.0	
奈良県	3,888	91.0	2.34	0.0	特例認定あり(注4)
和歌山県	3,797	82.0	2.16	0.0	
鳥取県	3,442	78.0	2.27	0.0	特例認定あり(注4)
島根県	3,843	86.0	2.24	0.0	特例認定あり(注4)
岡山県	4,341	93.0	2.14	0.0	
広島県	6,697	163.0	2.43	0.0	特例認定あり(注4)
山口県	4,931	114.0	2.31	0.0	特例認定あり(注4)
徳島県	3,307	70.0	2.12	0.0	
香川県	3,649	79.0	2.16	0.0	特例認定あり(注4)
愛媛県	4,277	91.0	2.13	0.0	
高知県	3,848	82.0	2.13	0.0	
福岡県	7,977	245.0	3.07	0.0	特例認定あり(注4)
佐賀県	3,145	71.0	2.26	0.0	
長崎県	4,427	102.0	2.30	0.0	
熊本県	5,057	134.0	2.65	0.0	
大分県	3,922	91.0	2.32	0.0	
宮崎県	3,852	84.0	2.18	0.0	
鹿児島県	5,394	128.0	2.37	0.0	
沖縄県	4,383	110.0	2.51	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)				
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局			
福井県	福井県企業局				
静岡県	静岡県企業局				
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事業庁			
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員会事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県地方労働委員会事務局	奈良県収用委員会事務局
鳥取県	鳥取県企業局				
島根県	島根県企業局				
広島県	広島県企業局				
山口県	山口県企業局				
香川県	香川県病院局				
福岡県	福岡県議会事務局				

(3) その他の都道府県機関の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	58,722	1,384.0	2.36	44.0	
北海道企業局	99	6.0	6.06	0.0	
北海道議会事務局	72	3.0	4.17	0.0	
北海道監査委員事務局	52	2.0	3.85	0.0	
北海道警察本部	1,341	31.0	2.31	0.0	
青森県病院局	296	4.0	1.35	2.0	
青森県警察本部	377	10.0	2.65	0.0	
岩手県医療局	3,009	64.0	2.13	0.0	
岩手県企業局	78	4.0	5.13	0.0	
岩手県警察本部	315	5.0	1.59	1.0	
宮城県病院局	232	4.0	1.72	0.0	
宮城県企業局	69	2.0	2.90	0.0	
宮城県警察本部	522	10.0	1.92	0.0	
秋田県警察本部	378	8.0	2.12	0.0	
山形県警察本部	346	9.0	2.60	0.0	
福島県病院局	333	6.0	1.80	0.0	
福島県警察本部	464	10.0	2.16	0.0	
茨城県企業局	198	4.0	2.02	0.0	
茨城県病院局	309	6.0	1.94	0.0	
茨城県警察本部	509	12.0	2.36	0.0	
栃木県企業局	109	3.0	2.75	0.0	
栃木県警察本部	452	11.0	2.43	0.0	
群馬県企業局	321	7.0	2.18	0.0	
群馬県病院局	362	10.0	2.76	0.0	
群馬県警察本部	607	17.0	2.80	0.0	
埼玉県企業局	440	13.0	2.95	0.0	
埼玉県病院局	723	17.0	2.35	0.0	
埼玉県議会事務局	66	2.0	3.03	0.0	
埼玉県警察本部	1,111	31.0	2.79	0.0	
千葉県企業庁	494	17.0	3.44	0.0	
千葉県水道局	1,038	25.0	2.41	0.0	
千葉県病院局	696	16.0	2.30	0.0	
千葉県議会事務局	57	2.0	3.51	0.0	
北千葉広域水道企業団	86	2.0	2.33	0.0	
君津広域水道企業団	68	1.0	1.47	0.0	
千葉県警察本部	1,161	27.0	2.33	0.0	
東京都議会議会局	127	3.0	2.36	0.0	
東京都人事委員会	67	2.0	2.99	0.0	
東京都監査事務局	89	3.0	3.37	0.0	
東京都交通局	1,976	49.0	2.48	0.0	
東京都水道局	2,864	89.0	3.11	0.0	
東京都下水道局	1,286	55.0	4.28	0.0	
警視庁	3,031	41.0	1.35	22.0	
東京消防庁	417	3.0	0.72	5.0	
神奈川県企業庁	1,047	32.0	3.06	0.0	
神奈川県病院局	1,000	24.0	2.40	0.0	
神奈川県議会議会局	74	3.0	4.05	0.0	
神奈川県警察本部	1,704	36.0	2.11	0.0	
新潟県企業局	97	0.0	0.00	2.0	
新潟県病院局	1,568	32.0	2.04	0.0	
新潟県警察本部	519	9.0	1.73	1.0	
富山県企業局	140	3.0	2.14	0.0	
富山県警察本部	319	6.0	1.88	0.0	
石川県警察本部	364	9.0	2.47	0.0	
福井県警察本部	301	6.0	1.99	0.0	
山梨県企業局	111	3.0	2.70	0.0	
山梨県警察本部	286	8.0	2.80	0.0	
長野県企業局	53	3.0	5.66	0.0	
長野県警察本部	417	10.0	2.40	0.0	
岐阜県警察本部	434	13.0	3.00	0.0	
静岡県立静岡がんセンター	335	7.0	2.09	0.0	
静岡県警察本部	641	13.0	2.03	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
愛知県企業庁	326	10.0	3.07	0.0	
愛知県病院事業庁	650	14.0	2.15	0.0	
名古屋港管理組合	275	5.0	1.82	0.0	
愛知県議会事務局	76	2.0	2.63	0.0	
愛知県警察本部	969	24.0	2.48	0.0	
三重県企業庁	121	4.0	3.31	0.0	
三重県病院事業庁	466	5.0	1.07	4.0	注4①
三重県警察本部	387	9.0	2.33	0.0	
滋賀県警察本部	299	6.0	2.01	0.0	
京都府企業局	76	2.0	2.63	0.0	
京都府警察本部	717	17.0	2.37	0.0	
大阪府水道部	476	10.0	2.10	0.0	
大阪府議会事務局	60	1.0	1.67	0.0	
大阪府警察本部	1,787	41.0	2.29	0.0	
兵庫県議会事務局	64	1.0	1.56	0.0	
兵庫県企業庁	221	10.0	4.52	0.0	
兵庫県病院局	1,857	48.0	2.58	0.0	
兵庫県警察本部	830	20.0	2.41	0.0	
奈良県警察本部	344	10.0	2.91	0.0	
和歌山県警察本部	330	6.0	1.82	0.0	
鳥取県病院局	349	13.0	3.72	0.0	
鳥取県警察本部	286	9.0	3.15	0.0	
島根県病院局	297	7.0	2.36	0.0	
島根県警察本部	277	8.0	2.89	0.0	
岡山県企業局	111	3.0	2.70	0.0	
岡山県警察本部	516	11.0	2.13	0.0	
広島県議会事務局	59	0.0	0.00	1.0	注4②
広島県警察本部	536	11.0	2.05	0.0	
山口県警察本部	476	14.0	2.94	0.0	
徳島県企業局	118	3.0	2.54	0.0	
徳島県病院局	328	7.0	2.13	0.0	
徳島県警察本部	297	6.0	2.02	0.0	
香川県警察本部	283	6.0	2.12	0.0	
愛媛県警察本部	415	9.0	2.17	0.0	
愛媛県公営企業管理局	744	17.0	2.28	0.0	
高知県公営企業局	263	8.0	3.04	0.0	
高知県警察本部	291	7.0	2.41	0.0	
福岡県警察本部	945	19.0	2.01	0.0	
佐賀県警察本部	292	6.0	2.05	0.0	
長崎県交通局	154	5.0	3.25	0.0	
長崎県病院局	144	2.0	1.39	1.0	注4③
長崎県離島医療圏組合	614	10.0	1.63	2.0	
長崎県警察本部	451	10.0	2.22	0.0	
熊本県警察本部	421	8.0	1.90	0.0	
大分県企業局	109	2.0	1.83	0.0	
大分県病院局	230	4.0	1.74	0.0	
大分県警察本部	334	5.0	1.50	2.0	
宮崎県企業局	84	1.0	1.19	0.0	
宮崎県病院局	401	8.0	2.00	0.0	
宮崎県警察本部	306	5.0	1.63	1.0	
鹿児島県立病院局	376	7.0	1.86	0.0	
鹿児島県警察本部	429	10.0	2.33	0.0	
沖縄県警察本部	299	7.0	2.34	0.0	
沖縄県企業局	297	11.0	3.70	0.0	
沖縄県病院事務局	802	17.0	2.12	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ① 三重県病院事業庁においては、11月12日現在において、障害者の数10.0人、実雇用率2.15%、不足数0.0人となっている。

② 広島県知事部局においては、11月8日付で議会事務局と特例認定を受けた。この結果、広島県知事部局の障害者の数は163.0人、実雇用率2.41%、不足数0.0人となった。

③ 長崎県知事部局においては、10月2日付で病院局と特例認定を受けた。この結果、長崎県知事部局の障害者の数は104.0人、実雇用率2.18%、不足数0.0人となった。

(4) 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.0%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	556,492	8,388.0	1.51	2,792.0	
北海道	28,967	455.0	1.57	124.0	
青森県	9,505	136.0	1.43	54.0	
岩手県	9,499	113.0	1.19	76.0	
宮城県	9,947	150.0	1.51	48.0	
秋田県	7,095	84.0	1.18	57.0	
山形県	6,970	77.0	1.10	62.0	
福島県	12,689	131.0	1.03	122.0	
茨城県	15,027	176.0	1.17	124.0	
栃木県	10,893	124.0	1.14	93.0	
群馬県	10,544	187.0	1.77	23.0	
埼玉県	26,467	361.0	1.36	168.0	
千葉県	23,124	306.0	1.32	156.0	
東京都	40,878	709.0	1.73	108.0	
神奈川県	21,503	311.0	1.45	119.0	
新潟県	11,861	129.0	1.09	108.0	
富山県	6,384	88.0	1.38	39.0	
石川県	6,552	121.0	1.85	10.0	
福井県	5,782	71.0	1.23	44.0	
山梨県	5,887	75.0	1.27	42.0	
長野県	12,243	209.0	1.71	35.0	
岐阜県	11,875	175.0	1.47	62.0	
静岡県	12,245	214.0	1.75	30.0	
愛知県	25,854	315.0	1.22	202.0	
三重県	9,911	134.0	1.35	64.0	
滋賀県	8,050	127.0	1.58	34.0	
京都府	7,807	167.0	2.14	0.0	
大阪府	24,365	551.0	2.26	0.0	
兵庫県	19,681	350.0	1.78	43.0	
奈良県	6,543	124.0	1.90	6.0	
和歌山県	6,813	135.0	1.98	1.0	
鳥取県	4,294	69.0	1.61	16.0	
島根県	5,171	72.0	1.39	31.0	
岡山県	10,858	119.0	1.10	98.0	
広島県	10,375	155.0	1.49	52.0	
山口県	8,833	120.0	1.36	56.0	
徳島県	5,456	92.0	1.69	17.0	
香川県	5,728	97.0	1.69	17.0	
愛媛県	9,436	156.0	1.65	32.0	
高知県	6,097	79.0	1.30	42.0	
福岡県	15,153	214.0	1.41	89.0	
佐賀県	5,778	91.0	1.57	24.0	
長崎県	9,495	143.0	1.51	46.0	
熊本県	9,832	180.0	1.83	16.0	
大分県	6,998	108.0	1.54	31.0	
宮崎県	7,208	99.0	1.37	45.0	
鹿児島県	10,583	158.0	1.49	53.0	
沖縄県	10,236	131.0	1.28	73.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(5) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	437,748	8,645.5	1.97	811.5	
日本郵政公社	217,942	4,309.0	1.98	267.0	注5①
自動車検査	869	23.0	2.65	0.0	
奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	注4
医薬基盤研究所	158	2.0	1.27	1.0	
医薬品医療機器総合機構	445	13.0	2.92	0.0	
宇宙航空研究開発機構	1,757	40.0	2.28	0.0	
沖縄科学技術研究基盤整備機構	125	0.0	0.00	2.0	
海技教育機構	207	5.0	2.42	0.0	
海上技術安全研究所	219	4.0	1.83	0.0	
海洋研究開発機構	765	18.0	2.35	0.0	
科学技術振興機構	462	10.0	2.16	0.0	
家畜改良センター	903	20.0	2.21	0.0	
環境再生保全機構	146	4.0	2.74	0.0	
教員研修センター	58	0.0	0.00	1.0	
勤労者退職金共済機構	274	6.0	2.19	0.0	
空港周辺整備機構	-	-	-	-	注4
経済産業研究所	53	2.0	3.77	0.0	
原子力安全基盤機構	375	7.0	1.87	0.0	
建築研究所	110	3.0	2.73	0.0	
航海訓練所	122	2.0	1.64	0.0	
工業所有権情報・研修館	110	0.0	0.00	2.0	
航空大学校	114	2.0	1.75	0.0	
交通安全環境研究所	138	5.0	3.62	0.0	
高齢・障害者雇用支援機構	1,104	49.0	4.44	0.0	
港湾空港技術研究所	105	2.0	1.90	0.0	
国際観光振興機構	119	3.0	2.52	0.0	
国際協力機構	1,326	28.0	2.11	0.0	
国際交流基金	223	4.0	1.79	0.0	
国際農林水産業研究センター	197	5.0	2.54	0.0	
国民生活センター	114	3.0	2.63	0.0	
国立印刷局	4,908	117.0	2.38	0.0	
国立科学博物館	207	5.0	2.42	0.0	
国立環境研究所	598	13.0	2.17	0.0	
国立健康・栄養研究所	83	3.0	3.61	0.0	
国立高等専門学校機構	4,141	95.0	2.29	0.0	
国立公文書館	63	2.0	3.17	0.0	
国立国語研究所	96	1.0	1.04	1.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	281	10.0	3.56	0.0	
国立女性教育会館	-	-	-	-	注4
国立青少年教育振興機構	713	5.0	0.70	9.0	
国立大学財務・経営センター	-	-	-	-	注4
国立特別支援教育総合研究所	77	2.0	2.60	0.0	
国立美術館	233	6.0	2.58	0.0	
国立病院機構	33,808	792.0	2.34	0.0	
国立文化財機構	505	9.0	1.78	1.0	注5②
雇用・能力開発機構	4,475	129.0	2.88	0.0	
産業技術総合研究所	4,697	49.0	1.04	49.0	
自動車事故対策機構	329	6.0	1.82	0.0	
住宅金融支援機構	1,011	21.0	2.08	0.0	
種苗管理センター	323	5.0	1.55	1.0	
酒類総合研究所	48	0.0	0.00	1.0	
情報処理推進機構	142	2.0	1.41	0.0	
情報通信研究機構	630	15.0	2.38	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	529	7.0	1.32	4.0	
森林総合研究所	814	15.0	1.84	2.0	
水産総合研究センター	856	13.0	1.52	4.0	
水産大学校	118	2.0	1.69	0.0	
製品評価技術基盤機構	461	10.0	2.17	0.0	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	470	9.0	1.91	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
造幣局	1,046	18.0	1.72	3.0	
大学入試センター	114	0.0	0.00	2.0	
大学評価・学位授与機構	149	4.0	2.68	0.0	
中小企業基盤整備機構	817	20.0	2.45	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	364	7.0	1.92	0.0	
通関情報処理センター	94	1.0	1.06	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,818	36.0	1.98	2.0	注5③
電子航法研究所	60	1.0	1.67	0.0	
統計センター	903	5.0	0.55	13.0	
都市再生機構	4,127	94.0	2.28	0.0	
土木研究所	468	10.0	2.14	0.0	
日本学術振興会	111	1.0	0.90	1.0	
日本学生支援機構	497	7.0	1.41	3.0	
日本芸術文化振興会	307	7.0	2.28	0.0	
日本原子力研究開発機構	4,286	77.0	1.80	13.0	
日本高速道路保有・債務返済機構	85	3.0	3.53	0.0	
日本スポーツ振興センター	470	10.0	2.13	0.0	
日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	注4
日本貿易振興機構	998	18.0	1.80	2.0	
日本貿易保険	126	2.0	1.59	0.0	
年金・健康保険福祉施設整理機構	-	-	-	-	注4
農業環境技術研究所	264	5.0	1.89	0.0	
農業者年金基金	84	1.0	1.19	0.0	
農業・食品産業技術総合研究機構	2,484	48.0	1.93	4.0	
農業生物資源研究所	576	8.0	1.39	4.0	
農畜産業振興機構	201	5.0	2.49	0.0	
農林漁業信用基金	117	2.0	1.71	0.0	
農林水産消費安全技術センター	689	10.0	1.45	4.0	
福祉医療機構	276	5.0	1.81	0.0	
物質・材料研究機構	619	14.0	2.26	0.0	
平和祈念事業特別基金	69	1.0	1.45	0.0	
防災科学技術研究所	220	4.0	1.82	0.0	
放射線医学総合研究所	480	10.0	2.08	0.0	
北方領土問題対策協会	-	-	-	-	注4
水資源機構	1,567	37.0	2.36	0.0	
緑資源機構	518	12.0	2.32	0.0	
メディア教育開発センター	131	1.0	0.76	1.0	注5④
理化学研究所	3,053	67.0	2.19	0.0	
労働安全衛生総合研究所	116	3.0	2.59	0.0	
労働者健康福祉機構	8,437	178.0	2.11	0.0	
労働政策研究・研修機構	135	5.0	3.70	0.0	
年金積立金管理運用	79	1.0	1.27	0.0	
北海道大学	3,707	45.0	1.21	32.0	
北海道教育大学	507	14.0	2.76	0.0	
室蘭工業大学	209	4.0	1.91	0.0	
小樽商科大学	123	4.0	3.25	0.0	
帯広畜産大学	172	4.0	2.33	0.0	
旭川医科大学	796	9.0	1.13	7.0	
北見工業大学	178	2.0	1.12	1.0	
弘前大学	1,297	11.0	0.85	16.0	
岩手大学	522	10.0	1.92	0.0	
東北大学	4,276	58.0	1.36	31.0	
宮城教育大学	203	5.0	2.46	0.0	
秋田大学	1,052	22.0	2.09	0.0	
山形大学	1,358	26.0	1.91	2.0	
福島大学	314	4.0	1.27	2.0	
茨城大学	556	10.0	1.80	1.0	
筑波大学	2,851	84.0	2.95	0.0	
宇都宮大学	403	4.0	0.99	4.0	
群馬大学	1,587	16.0	1.01	17.0	
埼玉大学	515	8.0	1.55	2.0	
千葉大学	2,016	27.0	1.34	15.0	

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
東京大学	6,626	113.0	1.71	26.0	
東京医科歯科大学	1,774	37.0	2.09	0.0	
東京外国語大学	241	3.0	1.24	2.0	
東京学芸大学	601	12.0	2.00	0.0	
東京農工大学	488	13.0	2.66	0.0	
東京芸術大学	315	6.0	1.90	0.0	
東京工業大学	1,418	21.0	1.48	8.0	
東京海洋大学	267	5.0	1.87	0.0	
お茶の水女子大学	319	6.0	1.88	0.0	
電気通信大学	342	6.0	1.75	1.0	注5⑤
一橋大学	353	5.0	1.42	2.0	
横浜国立大学	674	20.0	2.97	0.0	
新潟大学	1,985	42.0	2.12	0.0	
長岡技術科学大学	229	6.0	2.62	0.0	
上越教育大学	195	5.0	2.56	0.0	
富山大学	1,422	21.0	1.48	8.0	
金沢大学	1,872	31.0	1.66	8.0	
福井大学	835	20.0	2.40	0.0	
山梨大学	1,142	22.0	1.93	1.0	
信州大学	1,691	31.0	1.83	4.0	
岐阜大学	1,265	24.0	1.90	2.0	注5⑥
静岡大学	804	25.0	3.11	0.0	
浜松医科大学	811	16.0	1.97	1.0	注5⑦
名古屋大学	2,891	59.0	2.04	1.0	
愛知教育大学	403	9.0	2.23	0.0	
名古屋工業大学	336	2.0	0.60	5.0	
豊橋技術科学大学	254	3.0	1.18	2.0	
三重大学	1,372	12.0	0.87	16.0	
滋賀大学	251	5.0	1.99	0.0	
滋賀医科大学	837	16.0	1.91	1.0	注5⑧
京都大学	4,739	82.0	1.73	17.0	
京都教育大学	273	3.0	1.10	2.0	
京都工芸繊維大学	311	8.0	2.57	0.0	
大阪大学	4,188	43.0	1.03	44.0	
大阪外国語大学	184	2.0	1.09	1.0	
大阪教育大学	423	7.0	1.65	1.0	
兵庫教育大学	203	5.0	2.46	0.0	
神戸大学	2,325	45.0	1.94	3.0	注5⑨
奈良教育大学	163	1.0	0.61	2.0	注5⑩
奈良女子大学	287	7.0	2.44	0.0	
和歌山大学	342	5.0	1.46	2.0	
鳥取大学	1,457	26.0	1.78	4.0	
島根大学	1,203	25.0	2.08	0.0	
岡山大学	1,632	18.0	1.10	16.0	
広島大学	2,347	38.0	1.62	11.0	
山口大学	1,658	26.0	1.57	8.0	
徳島大学	1,327	17.0	1.28	10.0	
鳴門教育大学	205	6.0	2.93	0.0	
香川大学	1,270	23.0	1.81	3.0	注5⑪
愛媛大学	1,223	18.0	1.47	7.0	
高知大学	1,194	20.0	1.68	5.0	
福岡教育大学	293	4.0	1.37	2.0	
九州大学	4,049	53.0	1.31	32.0	
九州工業大学	439	10.0	2.28	0.0	
佐賀大学	1,246	21.0	1.69	5.0	注5⑫
長崎大学	1,962	42.0	2.14	0.0	
熊本大学	1,534	40.0	2.61	0.0	
大分大学	1,163	30.0	2.58	0.0	
宮崎大学	1,186	28.0	2.36	0.0	
鹿児島大学	1,312	26.5	2.02	0.5	注5⑬
鹿屋体育大学	92	2.0	2.17	0.0	
琉球大学	1,442	24.0	1.66	6.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
総合研究大学院大学	50	2.0	4.00	0.0	
政策研究大学院大学	76	2.0	2.63	0.0	
北陸先端科学技術大学院大学	188	3.0	1.60	0.0	
奈良先端技術大学院大学	283	3.0	1.06	2.0	
筑波技術大学	116	17.0	14.66	0.0	
人間文化研究機構	398	9.0	2.26	0.0	
自然科学研究機構	833	17.0	2.04	0.0	
高エネルギー加速器研究機構	811	15.0	1.85	2.0	注5④
情報・システム研究機構	509	10.0	1.96	0.0	
日本司法支援センター	569	2.0	0.35	9.0	
日本私立学校振興・共済事業団	1,261	26.0	2.06	0.0	
沖縄振興開発金融公庫	245	5.0	2.04	0.0	
公営企業金融公庫	79	2.0	2.53	0.0	
国民生活金融公庫	4,708	99.0	2.10	0.0	
中小企業金融公庫	2,035	51.0	2.51	0.0	
農林漁業金融公庫	900	19.0	2.11	0.0	
国際協力銀行	902	16.0	1.77	2.0	
日本政策投資銀行	1,347	29.0	2.15	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 これらの法人においては、労働者数が48人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 5 ① 日本郵政公社においては、9月3日現在において、障害者の数4,578人、実雇用率2.10%、不足数0.0人となっている。又、10月1日より民営化された。
② 国立文化財機構においては、7月30日現在において、障害者の数10.0人、実雇用率1.98%、不足数0.0人となっている。
③ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構においては、6月13日現在において、障害者の数38人、実雇用率2.09%、不足数0.0人となっている。
④ メディア教育開発センターにおいては、11月1日現在において、障害者の数2.0人、実雇用率1.54%、不足数0.0人となっている。
⑤ 電気通信大学においては、10月1日現在において、障害者の数7.0人、実雇用率2.04%、不足数0.0人となっている。
⑥ 岐阜大学においては、11月1日現在において、障害者の数26.0人、実雇用率2.11%、不足数0.0人となっている。
⑦ 浜松医科大学においては、11月1日現在において、障害者の数18.0人、実雇用率2.22%、不足数0.0人となっている。
⑧ 滋賀医科大学においては、11月1日現在において、障害者の数19.0人、実雇用率2.27%、不足数0.0人となっている。
⑨ 神戸大学においては、7月1日現在において、障害者の数50.0人、実雇用率2.15%、不足数0.0人となっている。
⑩ 奈良教育大学においては、9月1日現在において、障害者の数3.0人、実雇用率1.84%、不足数0.0人となっている。
⑪ 香川大学においては、10月1日現在において、障害者の数31.0人、実雇用率2.44%、不足数0.0人となっている。
⑫ 佐賀大学においては、10月30日現在において、障害者の数26.0人、実雇用率2.09%、不足数0.0人となっている。
⑬ 鹿児島大学においては、11月1日現在において、障害者の数27.0人、実雇用率2.05%、不足数0.0人となっている。
⑭ 高エネルギー加速器研究機構においては、11月1日現在において、障害者の数17.0人、実雇用率2.10%、不足数0.0人となっている。
- 6 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。